



## 【厚生年金基金】

# 代行保険料率に関するパブリックコメント募集

本日(平成21年8月6日)、厚生労働省から『厚生年金基金規則の一部を改正する省令案に関する意見募集』(\*1)が公開されました。8月19日までの間、一般からの意見を募集しています。

(\*1) <http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=Pcm1010&BID=495090138&OBJCD=&GROUP=>

### 1. 改正の趣旨

平成21年2月23日の第14回社会保障審議会年金部会(\*2)において「平成21年度財政検証の結果」が公表されているように、厚生年金の財政見通しの諸前提が見直されたことから、代行保険料率の算定基礎となる予定利率等を見直すこととされています。

(\*2) <http://www.mhlw.go.jp/shingi/2009/02/s0223-9.html>

しかしながら、見直された前提に基づき代行保険料率を算定した場合、代行保険料率が低下し、その結果免除保険料率が低下することにより基金の掛金収入が減少することも想定されます。そのため、現下の市場環境の悪化等を考慮し、一定の要件を満たす基金について、代行保険料率及び免除保険料率を維持するための時限的な特例措置が設けられます。

### 2. 改正の概要

#### (1) 代行保険料率の算定に用いる予定利率の変更

予定利率が3.2%から4.1%に変更されます。

#### (2) 特例措置の新設

最低責任準備金が過去期間代行給付現価を下回っている基金について、今回の厚生年金の財政検証において見直された諸前提に基づいて算定された代行保険料率と、見直し前の代行保険料率を比べ、高い方の代行保険料率を適用することが認められます。(次回の厚生年金の財政検証までの期間(5年間)の特例措置。)

### 3. その他

- ・本改正にあわせ、すべての厚生年金基金において、平成21年3月31日を計算基準日として代行保険料率を算定し、平成22年4月から新しい免除保険料率を適用することとなる見込みです。
- ・ほとんどの基金では、予定死亡率の見直しによる低下要因よりも予定利率の見直しによる増加要因が大きいため、代行保険料率は低下すると想定されます。しかし、特例措置の要件を満たす場合は、従前の代行保険料率の適用が認められることとなります。
- ・特例措置により高い代行保険料率及び免除保険料率が適用された場合、特例措置がない場合と比べ基金への掛金収入が大きくなりますが、負債である最低責任準備金の増加も大きくなることに留意が必要です。

### 4. 施行期日

平成22年4月1日



以上